

**調達要求番号 :**

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書	
物品番号	仕 様 書 番 号
	G Q - N 1 7 0 0 9 0 B
ベジサーモン, 非常用糧食用	防衛大臣承認 年 月 日
	作 成 令和 元年 10月 30日
	変 更 令和 3年 3月 15日
	作成部隊等名 補給統制本部 需品部

**1 総則**

**1.1 適用範囲**

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する非常用糧食の構成品のベジサーモン、非常用糧食用について規定する。

**1.2 用語及び定義**

この仕様書で用いる用語及び定義は、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1による。

**1.3 製品の呼び方**

製品の呼び方は、“ベジサーモン”とする。

**1.4 引用文書**

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

**a) 規格**

食用植物油脂の日本農林規格（昭和44年農林省告示第523号）

醸造酢の日本農林規格（昭和54年農林水産省告示第801号）

トマト加工品の日本農林規格（昭和54年農林水産省告示第1419号）

**b) 仕様書**

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

G Q - N 1 7 0 0 5 3 非常用糧食通則、01改

**c) 法令等**

食品衛生法（昭和22年法律第233号）

農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）

計量法（平成4年法律第51号）

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）

食品表示法（平成25年法律第70号）

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）

**2 製品に関する要求**

**2.1 全般**

この製品は、“食品衛生法”，“農林物資の規格化等に関する法律”及び関係規則に基づき製造されたものでなければならない。

**2.2 材料**

材料は、表1による。

**表1-材料**

区分	規定又は基準
白鮭	肉質、形態、色沢、香味及び鮮度が良好なもの、又はそれを原料とする冷凍皮付きフィレー
ミックスベジタブル	にんじん、コーン、グリンピースを主原料とし、鮮度が良好で、病虫害、変敗、きずなどがないもの、又はそれを原料とする冷凍品
玉ねぎ	鮮度が良好で、病虫害、変敗、きずなどがないもの、又はそれを原料とした乾燥品
食用植物油脂	“食用植物油脂の日本農林規格”又は同等以上のこめ油
食酢	“醸造酢の日本農林規格”又は同等以上の食酢
トマトペースト	“トマト加工品の日本農林規格”又は同等以上
砂糖	上白糖（水分1.5%以下、糖度96%以上）
塩	食用塩（NaCl 95%以上のもの）
香辛料	ペッパーその他とし、かび、病虫害などがない香味が良好なもの
オイスターソース	かきエキス等を主原料としたソース
にんにく	色沢、香味及び鮮度が良好なおろしにんにく
加工デンプン	ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプンを主原料とし、“食品衛生法”に基づく食品添加物公定書に規定されたもの又は“食品、添加物等の規格基準”に基づくもの
増粘剤	キサンタンガムを主原料とし、“食品衛生法”に基づく食品添加物公定書に規定されたもの又は“食品、添加物等の規格基準”に基づくもの

### 2.3 前処理

白鮭は、皮を除去し、ボイル処理及び冷却を行った後、フレーク状にする。

### 2.4 配合

調味液の配合は、表2を標準とする。

**表2-調味液の配合**

単位 %

材料	割合
食用植物油脂	27.0
食酢	25.0
トマトペースト	12.5
砂糖	8.5
塩	3.7
香辛料	1.2
オイスターソース	0.5
にんにく	0.5
加工デンプン	4.0
増粘剤	0.5
水	16.6

## 2.5 充填・殺菌

充填及び殺菌は、次による。

- a) 充填の割合は、表3を標準とする。

表3—充填の割合

材料	割合	単位	%
白鮭	32.1		
ミックスベジタブル	22.4		
玉ねぎ	3.2		
調味液	42.3		

- b) 充填後、密封した後加圧加熱殺菌を施し、製品とする。

## 2.6 内容量

内容量は、150g以上とする。

## 2.7 液汁示度

液汁示度は、製造時における砂糖用屈折計の示度17度以上とする。

## 2.8 品質

### 2.8.1 品位

品位は、配合状態、色沢及び香味が良好で異味異臭がなく、きょう雜物などの混入を認めない。

### 2.8.2 容器

容器は、次による。

- a) **形状** 形状は、袋状容器とし、細部は製造者の仕様による。
- b) **材料・構造** 材料及び構造は、外側からポリエステル(12μm), ナイロン(15μm), アルミニウムはく(7μm), ポリプロピレン(30μm), 鉄系酸素吸収層(25μm)及びポリプロピレン(30μm)を主材とし、細部は、製造者の仕様による。
- c) **厚さ** 厚さは、130±13μmとする。
- d) **寸法** 寸法は、幅160mm×長さ210mm以下とする。
- e) **ノッチ** ノッチは、U形又はベース形とし、上部又は下部を標準とし、両サイドで、機能を発揮する位置とする。
- f) **堅ろう性** 堅ろう性は、GQ-N170053の2.3による。

## 2.9 外観

外観は、きず、汚れなどの有害な欠点がなく、密封が完全で仕上がりが良好なものとする。

## 2.10 製品の表示

### 2.10.1 全般

製品の表示は、“食品表示法”及び“計量法”的規定に基づく。

### 2.10.2 表示方法

表示方法は、次のいずれかとする。

- a) 包装表面に直接印刷表示する。
- b) ラベルに印刷したものを包装表面に貼付する。
- c) a)及びb)の併用による。

### 2.10.3 表示項目

表示項目は、製品の呼び方、名称、原材料名（添加物に含まれる特定原材料などを含む。また、重量の割合が最も高いものについては原産地を記載する。）、添加物（原材料名の欄の後ろに、“／”で区切り添加物を記載してもよい。）、殺菌方法、内容量、賞味期限、保存方法、製造者又は販売者、製造所（製造者又は販売者と同一の場合は省略してもよい。）及び栄養成分表示とする。

#### 2.10.4 表示要領

表示要領は、製造者の仕様による。

#### 2.10.5 ロット番号

ロット番号は、適宜の位置に表示してもよい。

#### 2.10.6 容器包装識別表示

容器包装識別表示は、“容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律”に基づく識別表示を適宜の位置に表示する。

#### 2.10.7 その他の表示

レトルトパウチ食品である旨を適宜の位置に表示する。

### 3 品質保証

#### 3.1 品質・保存性

品質及び保存性は、全国の倉庫（空調設備なし）で3か年（調達要領指定書によって指定する場合を除き、納期の翌年度の4月1日から起算する。）貯蔵で品質が保証できる製品とする。

#### 3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

### 4 出荷条件

#### 4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

#### 4.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

### 5 その他の指示

#### 5.1 承認用見本等

契約の相手方は、製造に先立ち、承認用見本として、表4に示す承認用見本などを契約担当官等に提出し、外観及び製品の表示について承認を受けなければならない。ただし、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が同一年度に同一品目の契約実績があり、同一製造体制で製造する場合は、省略してもよい。

表4—承認用見本など

種類	規定	数量
承認用見本	容器 2.8.2による。	1
提出書類	包装材料証明	4

表4－承認用見本など（続き）

種類	規定		数量
提出書類	材料証明	2.2による。	4
	製造工程表	2.3, 2.4及び2.5による。	4

## 5.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 の8.3による。